

## 地方税に関する事務の全項目評価書の概要

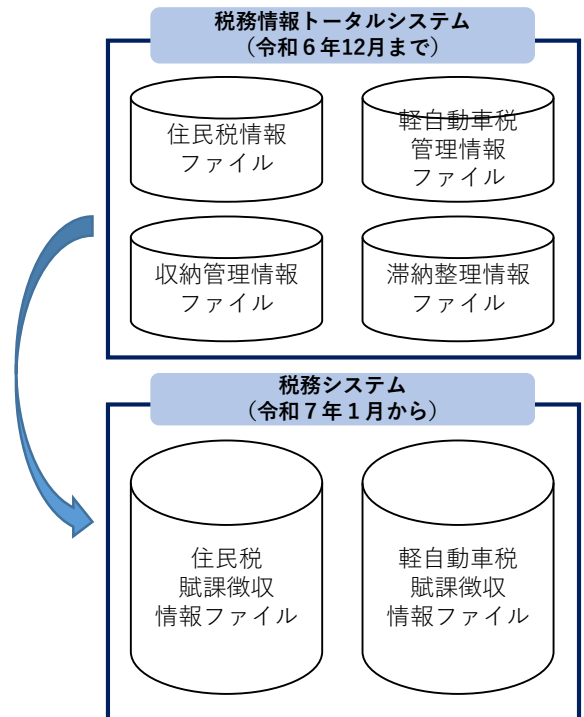
### I 基本情報

地方税に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

この度、税務システムの再整備に伴い記載内容の変更が発生したため、文言の追加・修正を行っている。

#### 【今回の主な変更点】

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムに「税務システム (=パッケージシステム)」を追加。
- (2) 特定個人情報ファイル単位を見直し、新システムで取り扱うファイルは、「住民税賦課徴収情報ファイル」、「軽自動車税賦課徴収情報ファイル」とした(右図)。



### II 特定個人情報ファイルの概要

地方税に関する事務で取り扱う「(1) 住民税賦課情報ファイル※<sup>1</sup>」、「(2) 軽自動車税管理情報ファイル※<sup>2</sup>」、「(3) 収納管理情報ファイル※<sup>3</sup>」、「(4) 滞納整理情報ファイル※<sup>4</sup>」、「(5) 住民税賦課徴収情報ファイル※<sup>5</sup>」及び「(6) 軽自動車税賦課徴収情報ファイル※<sup>6</sup>」の6つのファイルの内容を記載しているほか、その取扱い方法等について、以下の1～4の過程ごとに記載している。

- 1 入手・使用  
特定個人情報の入手方法・使用目的など
- 2 委託  
特定個人情報ファイルの取扱いの委託内容、委託先、再委託の有無など
- 3 提供・移転  
特定個人情報の提供・移転先、提供・移転先での用途など
- 4 保管・消去  
特定個人情報の保管場所・期間、消去方法など

※1 住民税賦課情報ファイル…住民税の賦課を正確に行うためのファイル

※2 軽自動車税管理情報ファイル…軽自動車税の賦課を正確に行うためのファイル

※3 収納管理情報ファイル…住民税及び軽自動車税の収納管理・還付充当処理を正確に行うためのファイル

※4 滞納整理情報ファイル…住民税及び軽自動車税の滞納整理を正確に行うためのファイル

※5 住民税賦課徴収情報ファイル…住民税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

※6 軽自動車税賦課徴収情報ファイル…軽自動車税の賦課及び収納管理・還付充当処理並びに滞納整理を正確に行うためのファイル

#### 【今回の主な変更点】

- (1) ファイル単位の見直し（上記「Ⅰ基本情報」の（2）に同じ）
- (2) 委託事項の追加  
特定個人情報の取扱いの委託に、再整備にかかる税務システムの構築・運用・保守を追加。

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(6)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、以下の1～6の取扱い過程ごとに記載している。

- 1 「入手」において想定されるリスクへの対策
- 2 「使用」において想定されるリスクへの対策
- 3 「委託」において想定されるリスクへの対策
- 4 「提供・移転」において想定されるリスクへの対策
- 5 「情報提供ネットワークシステムとの接続」において想定されるリスクへの対策
- 6 「保管・消去」において想定されるリスクへの対策

#### 【今回の主な変更点】

- (1) ファイル単位の見直し（上記「Ⅰ基本情報」の（2）に同じ）

### Ⅳ その他のリスク対策

地方税に関する事務における特定個人情報ファイル（Ⅱ(1)～(6)のファイル）を取り扱う際に想定されるリスクへの対策について、「自己点検」、「監査」、「従事者に対する教育・啓発」等の観点から記載している。

### Ⅴ 開示請求、問合せ

地方税に関する事務における特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、同事務における特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせについて記載している。

### Ⅵ 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

#### 【今回の主な変更点】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日  
令和5年11月15日から令和5年12月15日までの31日間で実施
- (2) 第三者点検の実施日  
令和5年11月17日から令和5年12月18日まで
- (3) 第三者点検の結果  
誤字・脱字・文言の統一及び補記 等